

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会 保険委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、我が国の輸血及び細胞治療に関連する診療報酬について審議し、適正な輸血医療および細胞治療の推進に資する。

(業務)

第2条 診療報酬改定に関する要望書を提案するとともに、要望の実現化に向けた活動を行う。

2 診療報酬に関する調査・研究を行う。

3 診療報酬に関する広報活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 委員の中から2名の内科系学会社会保険連合委員を選出する。

(審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。

2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は平成25年10月21日から施行する。